

最終更新日：2007年4月27日

住商リース株式会社

取締役社長 山根 英機

問合せ先：主計部（Tel:03-3515-1909）

証券コード：8592

<http://www.scl.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念・経営方針・行動指針をコーポレート・ガバナンスの基本に据えて、経営の効率性の向上と健全性の維持を図っております。

このために、経営の透明性を高め、積極的な情報開示に努めるとともに、コンプライアンスをはじめとするリスク管理体制を構築し、効率的かつ迅速な意思決定と、力強く確実な業務執行を追求しております。

これらにより、厳しくかつ変化の激しい経営環境の中で、企業価値の向上に努め、株主の負託に応えるとともに、全てのステークホルダー（利害関係人）の利益に適う経営を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友商事株式会社	41,891,725	96.53
ドイツ証券株式会社	289,343	0.67
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	116,500	0.27
野村証券株式会社	106,800	0.25
シージーエムエフピーイーシーエフ エクイティ	106,100	0.24
住商リース株式会社	90,239	0.21
みずほ証券株式会社	67,200	0.15
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	33,100	0.08
カセイ ストリート バンク イクシス インバスター サービスズ パリ	31,800	0.07
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウント オ ーエムゼロツー	30,700	0.07

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
(連結) 従業員数	500人以上1000人未満
(連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社 	住友商事株式会社（上場：東京 大阪 名古屋 福岡）
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 

当社は、平成19年10月1日を目処に、三井住友銀リース株式会社と合併することを予定しております。

当該合併は、住友商事株式会社が当社を完全子会社化したうえで実施することとしており、住友商事株式会社は、平成18年10～12月にかけて当社株式の公開買付けを実施いたしました。その結果、当期末現在、同社の保有する当社株式は発行済株式総数の96.53%（議決権の96.80%）となり、当社の親会社となりました。さらに、今後実施される予定の株式交換により当社の完全親会社となる予定であります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

社外の声を経営に取り入れるという面では、2003年から、社外監査役3名のうち1名を法曹界から招請し、監査役会、取締役会、社長との定例打合せ等を通じて、適時適切なアドバイスを受ける体制としており、現状を見直す特段の必要性は認めておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

監査法人による監査計画及び監査結果の報告には、監査役が出席し、相互に意見交換が図られているほか、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めています。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、自らの監査成果を達成するため、内部監査部門に必要な調査や情報収集を命じるなど、緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山本勲	他の会社の出身者	○		○	○					
松居信治	他の会社の出身者	○			○					
日野正晴	弁護士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
山本勲	住友商事株式会社顧問 住商オートリース株式会社監査役 住商情報システム株式会社監査役	多様な取引・事業管理に精通し、監査役経験もあるため。
松居信治	住商オートリース株式会社監査役	財務・取引管理に精通し、監査役経験もあるため。
日野正晴	トヨーカネツ株式会社監査役	法律家として豊富な経験を有しているため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までに開催された合計 22 回の取締役会のうち、山本勲監査役は 19 回、松居信治監査役は 12 回、日野正晴監査役は 16 回の取締役会に出席しております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は平成 14 年からストックオプション制度を採用しており、取締役に対して割当を行った新株予約権の数は以下のとおりであります。

平成 14 年 360 個(普通株式 36,000 株)

平成 15 年 385 個(普通株式 38,500 株)

平成 16 年 395 個(普通株式 39,500 株)

平成 17 年 380 個(普通株式 38,000 株)

平成 18 年 310 個(普通株式 31,000 株)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、「会社の業績と株価を意識した経営」を行うための有効な動機付けとの観点から、取締役及び会社の業務執行を担当する執行役員並びに従業員のうち経営職である理事に付与することとしております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

第 45 期(平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日)の取締役に支払った報酬は、取締役 9 名に対し、210,135,000 円であり
ます。

なお、報酬の額には、取締役に対して付与した新株予約権のうち、当期の職務執行に対応する部分の金額(31,620,000 円)が含まれております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

取締役会の資料は事前に配布しております。特に、十分な検討を要すると思われる複雑な案件に関しては、取締役会の配布資料
ができていない段階でも、関連資料をできるだけ早く送付する体制としております。

また、常勤監査役から随時情報が連絡されるほか、定例の監査役会や毎月開催される監査役と社長との打合せにも出席し、情報
を共有できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

【業務執行】

当社では、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、「意思決定・監督」機能と「業務執行」機能を明確に分離することとし、昨年
4 月から執行役員制度を導入いたしました。

取締役の員数は、13 名から 9 名に減り、スリムな体制での取締役会により、経営の重要事項の決定と職務執行の監督機能が、より
効率的、効果的に発揮できる体制となりました。

執行役員の員数は 15 名とし、業務執行を担当しておりますが、専任の執行役員も取締役会への同席が認められていることから、
執行役員を通じて、取締役会の意思決定が速やかに業務執行に反映され、また、業務執行の状況が取締役会へ適時的確に報告
されることになり、その結果として、「意思決定・監督」と「業務執行」の二つの機能が有機的に結びつき、それぞれの機能が十二分

に発揮できる体制としております。

また、業務執行体制の中に、経営トップの会議体(経営会議、執行会議)が設けられており、ここで重要な業務執行の審議がなされるシステムとしております。これを受け、日常の業務執行は、分掌、担当、部店長、チームリーダーという業務執行ラインに順次権限と職責が委譲され、あらかじめ定められたルールに基づく稟議制度により、適時的確に意思決定がなされ、決定内容に従って業務執行がなされております。

なお、経営会議は、常務執行役員以上の執行役員及び法務、主計を担当する執行役員が、執行会議は、執行役員及び理事が、それぞれメンバーとなっており、両会議とも常勤監査役が出席しております。

【監査・監督機能】

監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査実施計画及び業務分担に基づき、取締役会のほか経営会議・執行会議を含む社内の重要会議への出席、取締役、内部監査部門等からの職務遂行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、業務や財産の状況の調査等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

会計監査については、あずさ監査法人を選任しております。監査法人による監査計画及び監査結果の報告には、監査役が出席し、相互に意見交換が図られているほか、必要に応じ、随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等については、次のとおりであり、継続監査年数については、いずれの社員も7年以内であります。

〔業務を執行した公認会計士の氏名〕

指定社員 業務執行社員 山中俊廣(あずさ監査法人)

指定社員 業務執行社員 宮本敬久(あずさ監査法人)

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	本年は6月22日（金）を予定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	なし	—
IR資料のホームページ掲載	なし	—
IRに関する部署（担当者）の設置	—	〔IR担当部署〕 主計部 〔IR担当・事務連絡責任者〕 執行役員 阪田憲司
その他	—	<p>当社では、当社の行動指針にありますように透明性を重視し、積極的な情報開示に努めるとともに、ステークホルダーの皆様にタイムリーかつ公平・公正な情報開示に努めております。</p> <p>IR活動においては、当社経営に対するステークホルダーの理解の促進を図ることにより、企業価値のさらなる向上に資することを目的に取り組んでおります。</p> <p>なお、当社は平成19年10月1日を目処に、三井住友リース株式会社と合併することを予定しております。これに先立ち、平成18年10月から12月にかけて実施された住友商事株式会社による当社株式の公開買付け並びに今後実施予定の金銭交付による株式交換を経て、当社は住友商事株式会社の完全子会社となることを予定しており</p>

代表者自身 による 説明の有無	補足説明
	ます。この株式交換により、当社は上場廃止となる予定であります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

環境保全活動、 C S R 活動等の実 施	補足説明 環境報告書を作成し、当社ホームページに掲載しております。
-----------------------------	--

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

以下は、会社法第 362 条第 5 項に基づき、取締役会で決議した内部統制システムの整備・構築に関する基本方針のうち、コンプライアンス体制、リスク管理体制、情報保存管理体制、グループ会社管理体制に関する記述であります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- ・経営方針、行動指針により、コンプライアンス経営を謳っております。
- ・具体的なコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス基本規程」を制定し、コンプライアンス委員会を立ち上げ、コンプライアンス・マニュアルを作成・配布し、研修・啓蒙活動も定期的に行い、内外の複数のヘルプラインを設置し（スピーク・アップ制度）、内部監査や懲戒制度も設けております。
- ・コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、まず経営トップに事態報告がなされ、社内外の関係者の協力を得て適切な善後策が講じられる体制としております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- ・当社の基本的なリスク管理方針は、取締役会で決定されており、この基本方針のもとに、日常のリスク管理業務は、代表取締役を筆頭とする業務執行体制の中で遂行され、取締役会は適宜その報告を受ける体制としております。
- ・当社の事業活動を取り巻く主要なリスクについては、リスクカテゴリー毎に所管部署が管理する体制を基本としておりますが、更に統合リスク管理の観点から、全社横断的組織としての「リスク管理委員会」の機能を経営会議に付与し、「リスク管理に関する基本規程」に基づき、主要リスクを把握、分析、評価し、全社統合リスク管理の方向を目指しております。
- ・内部監査に関しては、各部署が、まず自らの所管業務に関するリスクを自己管理し、これを内部監査部門が社内規則により定期的に監査する体制としております。

・各部署のリスク対応状況、統合リスク管理の状況、内部監査の結果等は、取締役会や経営トップ・経営トップの会議体(経営会議・執行会議)に適時的確に報告されております。

・損失発生に関する外部への情報開示に関しては、情報開示を担当する部署が、適時開示のルールに従って開示する体制としております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)

・取締役会の議事録は、会社法に従って作成され、議題・付議事項に関する資料とともに、それぞれ保存年限に従って保存しております。

・業務執行に係る社内の稟議書は、社内規則に定める保存年限に従って保存しております。また、経営トップの会議体や各種委員会(コンプライアンス委員会・リスク管理委員会・情報セキュリティ委員会等)の資料・議事録は、それぞれ適切に保存しております。

・各種契約文書、経理書類、会計帳簿など重要な業務執行関連文書で、社内規則等により保存年限が定められているものは、それぞれの保存年限に従って保存しております。

4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(グループ会社管理体制)

・子会社が、大株主たる当社に対して打合せ、報告を要する事項を社内規則により定めております。

・子会社を管理する部署が、社内規則により子会社を管理しております。当社の役職員を、子会社の役員(取締役・監査役)として、また、主要な経営ポジションに派遣し、その役職員を通じて、業務の適正を確保しております。

・当社の内部監査部門が、定期的に子会社監査を行い、コンプライアンスの情報交換や合同研修を実施するなどして、業務の適正化を図っております。

・親会社による株主権の行使が、子会社の利害に反することがないよう、子会社の役員は、子会社の最善の利益を最優先にして判断・行動すべきことを基本方針としております。

・子会社は、それぞれの業態・業容にあった独自の内部統制システムを備えており、少なくとも親会社からの正当な理由のない要請が子会社に押し付けられることのない企業統治の仕組みを有しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

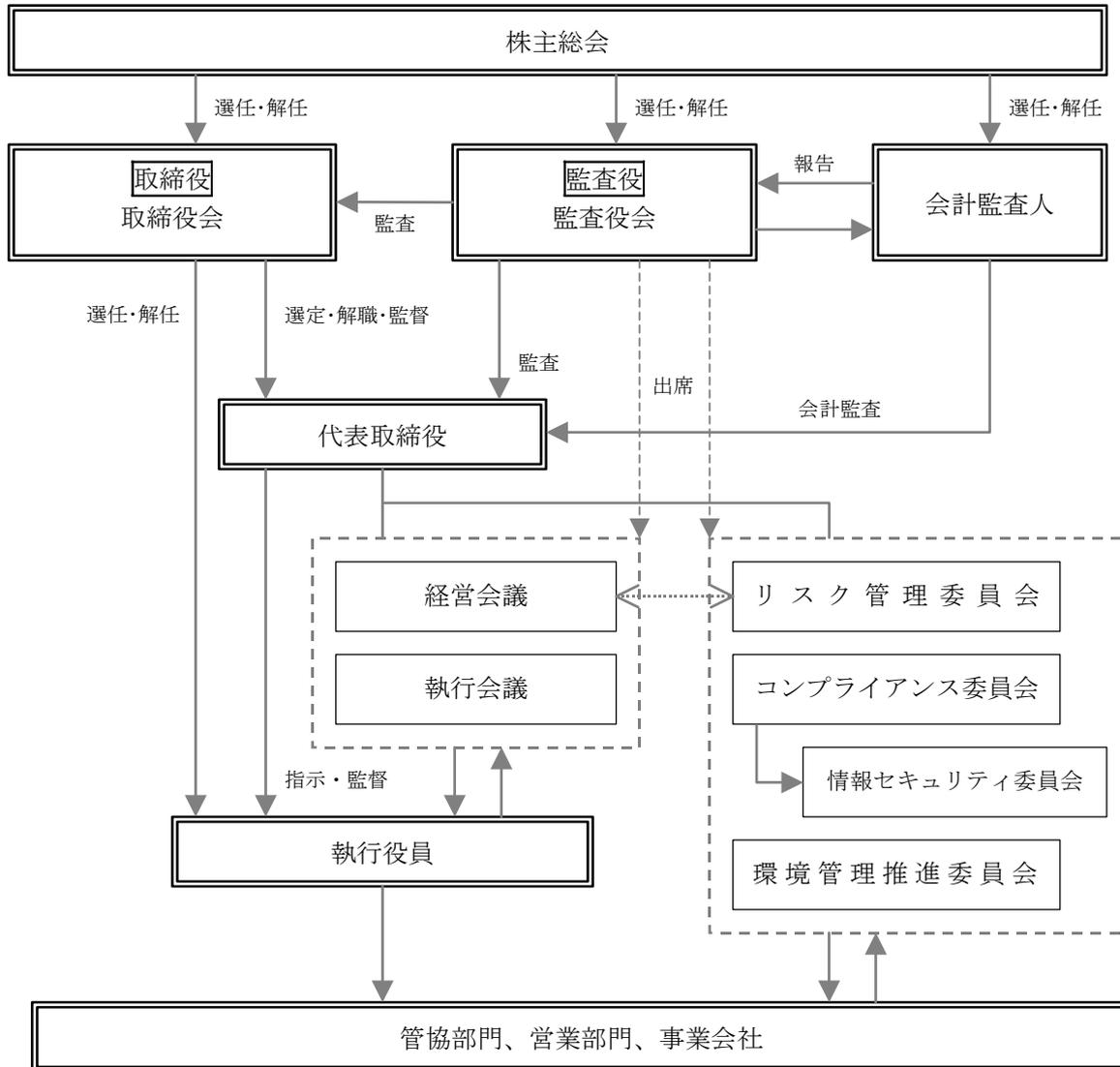
1. 買収防衛に関する事項

特になし。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス充実の観点からは、昨年 4 月に導入した「執行役員制度」を軌道に乗せ、取締役会の一層の効果的・効率的運営と、執行役員・理事の体制による、力強い業務執行を目指します。

【 参考資料：模式図 】



(注1) 経営会議は、リスク管理委員会の機能を兼ねております。

(注2) 監査役は、当社の重要会議である経営会議、執行会議等への出席が保障され、コンプライアンス委員会にもアドバイザーとして出席しております。

(注3) 役職員は、コンプライアンスに関連する情報を、職制ラインによらず、直接コンプライアンス委員会又は外部弁護士に連絡・通報できる制度となっております。